

## 参考 県民所得

は し が き

ここに、集録した統計は、各都道府県の公表計  
数を取りまとめたものである。構成項目の詳細お  
よび推計方法については、各都道府県公表の報告  
書を参照されたい。

第1表 各系列別県

県別	項目	1. 県内生産所得			2. 県民分配所	
		36年	37年	B/A	36年	37年
		A	B		A	B
1	北海道	697,955	759,373	108.8	667,181	728,111
2	青森	144,318	171,946	119.1	141,567	168,552
3	岩手	148,701	175,674	118.1	140,579	167,143
4	宮城	212,313	245,625	115.7	205,480	237,221
5	秋田	150,008	164,559	109.7	134,606	153,074
6	山形	155,754	170,822	109.7	147,487	164,312
7	福島	222,625	252,494	113.4	215,916	241,765
8	新潟	300,229	340,406	113.4	307,812	349,376
9	茨城	245,397	275,432	112.2	228,987	267,012
10	栃木	187,038	214,024	114.4	189,645	217,036
11	群馬	192,041	222,588	115.9	185,094	219,068
12	埼玉	305,718	369,401	120.8	340,914	406,194
13	千葉	256,095	307,857	120.2	305,106	367,791
14	東京	—	—	—	2,725,422	3,100,106
15	神奈川	830,166	983,774	118.5	748,503	900,709
16	山梨	97,942	110,045	112.4	99,423	111,683
17	長野	246,096	278,693	113.2	243,633	278,362
18	静岡	442,718	512,039	115.7	426,882	482,543
19	富山	161,432	171,199	106.1	159,243	171,911
20	石川	134,779	151,456	112.4	134,536	151,715
21	岐阜	197,637	225,782	114.2	200,992	229,428
22	愛知	825,315	933,501	113.1	819,099	931,711
23	三重	221,621	262,593	118.5	197,423	230,270
24	福井	94,671	108,203	114.3	94,289	108,006
25	滋賀	110,009	124,536	113.2	110,455	124,139
26	京都	318,010	373,223	117.4	324,745	381,360
27	大阪	1,368,963	1,613,995	117.9	1,315,796	1,542,059
28	兵庫	641,300	714,197	111.3	667,816	777,765
29	奈良	90,542	103,400	114.2	99,127	116,959
30	和歌山	121,851	142,199	116.7	122,034	143,716
31	鳥取	63,159	71,538	113.3	61,130	70,125
32	島根	95,585	104,135	108.9	92,545	99,394
33	岡山	231,390	259,187	112.0	215,785	246,676
34	広島	316,596	356,623	112.6	287,802	328,492
35	山口	234,913	257,505	109.6	200,972	225,244
36	徳島	98,795	108,433	109.8	92,985	102,744
37	香川	121,411	136,108	112.1	118,731	132,835
38	愛媛	194,773	212,628	109.2	177,284	198,402
39	高知	99,872	108,788	108.9	96,477	106,553
40	福岡	619,996	678,563	109.4	605,965	680,526
41	佐賀	93,489	106,493	113.9	93,716	108,124
42	長門	184,831	189,853	102.7	180,589	196,255
43	熊本	194,666	220,173	113.1	180,644	201,602
44	大分	126,604	151,525	119.7	121,768	143,916
45	宮崎	114,081	126,762	111.1	104,392	117,425
46	鹿児島	159,482	180,448	113.1	160,428	181,394
国民所得		—	—	—	C.Y.13,730,334 F.Y.14,196,422	15,414,483 15,774,961

(注) ○印は年度, 他は歴年推計による。なお総人口の推計は各県まちまちである。

民所得の総額 (単位 100万円)

得	3. 県民個人所得			県推計による総人口1000人	1人当り県民分配所得円	国民所得1人当りに対する比%
	B/A	36年	37年			
		A	B			
109.1	642,964	705,370	109.7	5,093	142,963	88.0
119.1	140,420	169,707	120.9	1,431	117,827	72.5
118.9	137,447	164,336	119.6	1,449	115,384	71.0
115.4	199,525	227,665	114.1	1,737	136,599	84.1
113.7	132,987	152,202	114.4	1,311	116,770	71.9
111.4	148,436	165,780	111.7	1,292	127,226	76.7
112.0	209,820	237,194	113.0	2,018	119,804	73.8
113.5	288,139	328,864	114.1	2,418	144,490	89.0
116.6	210,488	245,658	116.7	2,063	129,438	79.7
114.4	179,902	204,512	113.7	1,513	143,415	88.3
118.4	175,871	206,428	117.4	1,586	138,120	85.0
119.1	312,537	374,505	119.8	2,560	158,699	97.7
120.5	288,391	350,862	121.7	2,419	152,000	91.7
113.7	2,201,090	2,566,497	116.6	10,232	302,978	186.5
120.3	603,157	734,601	121.8	3,727	241,700	148.8
112.3	96,367	108,612	112.7	773	144,480	89.0
114.3	228,372	261,115	114.3	1,969	141,372	87.0
113.0	366,659	418,870	114.2	2,811	171,682	105.7
108.0	138,295	159,401	115.3	1,032	166,592	100.5
112.8	125,688	144,044	114.6	977	155,287	95.6
114.1	186,819	214,078	114.6	1,657	138,460	85.2
113.7	683,648	794,526	116.2	4,446	209,561	129.0
116.6	178,384	207,985	116.6	1,498	153,668	94.6
114.5	90,435	103,920	114.9	756	142,930	88.0
112.4	100,478	114,060	113.5	847	146,504	88.4
117.4	297,946	347,482	116.6	2,026	188,233	115.9
117.2	1,094,129	1,304,507	119.2	5,984	257,686	158.7
116.8	590,293	697,454	118.2	4,084	190,000	117.0
118.0	98,156	115,757	117.9	784	149,133	91.8
117.8	117,092	136,935	116.9	1,014	141,684	87.2
114.7	60,483	69,397	114.7	593	118,332	72.9
107.4	94,771	102,457	108.1	868	114,509	69.1
114.3	202,364	233,487	115.4	1,655	149,049	91.8
114.1	277,255	316,430	114.1	2,211	148,572	91.5
112.1	190,096	213,655	112.4	1,584	142,160	87.5
110.5	92,800	102,210	110.1	839	122,425	75.4
111.9	116,215	130,303	112.1	907	146,429	88.3
111.9	168,300	192,305	114.3	1,473	134,692	82.9
110.4	97,156	106,592	109.7	836	127,521	76.9
112.3	538,088	622,906	115.8	4,009	169,752	104.5
115.4	94,979	110,167	116.0	909	118,945	73.2
108.7	174,885	196,944	112.6	1,717	114,215	70.3
111.6	178,602	203,098	113.7	1,795	112,313	69.1
118.2	119,816	140,829	117.5	1,215	118,459	72.9
112.5	103,036	115,604	112.2	1,116	105,248	64.8
113.1	166,710	188,939	113.3	1,924	94,280	58.0
112.3	11,775,725	13,552,924	115.1	94,903	162,424	100.0
111.1	12,169,819	13,876,251	114.0	95,132	165,822	100.0

但し国民所得の計数は国民所得部推計による。

第2表 県民個人所得

項目	個人所得					
	総額	勤労所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	個人利子所得	個人配当所得
1 北海道	705,370	405,562	194,864	17,184	32,655	5,132
2 青森	169,707	64,695	79,834	3,851	6,437	515
3 岩手	164,336	72,503	63,908	7,981	7,474	760
4 宮城	227,665	112,205	80,929	12,282	6,699	1,640
5 秋田	152,202	67,391	61,134	5,581	7,365	391
6 山形	165,780	63,103	76,416	6,673	8,420	785
7 福島	237,194	103,586	101,797	6,513	9,388	1,175
8 茨城	328,864	147,582	137,824	5,682	15,602	2,873
9 栃木	245,658	111,573	117,055	3,247	8,465	1,513
10 群馬	204,512	85,599	87,394	9,059	10,258	1,540
11 埼玉	206,428	91,795	86,504	5,351	9,550	1,525
12 千葉	374,505	213,962	111,998	15,256	13,571	3,813
13 東京都	350,862	191,389	105,747	14,530	15,257	6,304
14 神奈川県	2,566,497	1,539,261	456,012	154,849	149,712	133,707
15 山梨	734,601	521,966	100,202	39,509	30,201	9,603
16 長野	108,612	50,241	47,533	1,390	3,011	970
17 岐阜	261,115	125,925	112,582	2,979	13,232	1,893
18 富山	418,870	222,547	141,177	9,556	18,647	6,911
19 石川	159,401	82,459	50,451	5,896	6,700	3,309
20 福井	144,044	74,243	51,975	2,449	5,129	1,439
21 岐阜	214,078	117,551	74,112	2,309	12,594	3,016
22 愛知	794,526	460,446	204,580	20,606	50,621	16,119
23 三重	207,985	110,557	68,755	3,864	9,333	3,216
24 滋賀	103,920	47,421	39,320	2,680	6,286	1,485
25 京都	114,060	59,662	38,478	1,573	4,977	1,546
26 大阪	347,482	195,400	93,984	5,730	24,236	6,011
27 兵庫県	1,304,507	669,469	376,392	52,871	107,324	50,410
28 奈良	697,464	430,421	147,253	28,190	31,304	19,900
29 和歌山	115,757	55,388	43,295	1,701	6,731	2,414
30 鳥取	136,935	64,375	53,178	2,204	6,831	2,357
31 島根	69,397	30,788	27,391	2,400	2,798	482
32 岡山	102,457	46,277	39,016	4,307	4,329	588
33 広島	233,487	105,538	91,683	6,133	9,454	3,113
34 山口	316,430	183,632	87,327	4,618	13,385	4,148
35 徳島	213,655	113,404	58,109	8,429	11,030	3,241
36 香川	102,210	41,074	45,073	3,379	3,247	1,005
37 愛媛	130,303	58,384	50,906	2,225	7,738	1,630
38 高松	192,305	86,997	75,366	4,679	10,451	1,737
39 福岡	106,592	46,136	41,081	3,647	5,747	709
40 佐賀	622,906	343,638	174,351	23,636	28,682	3,960
41 長門	110,167	46,881	46,221	2,429	5,126	598
42 熊野	196,944	104,270	62,332	6,066	6,353	1,565
43 大分	203,098	87,911	83,589	6,275	7,516	937
44 宮崎	140,829	56,610	57,032	6,375	7,427	2,246
45 鹿児島	115,604	57,507	39,425	4,231	4,817	917
46 沖縄	188,939	74,103	85,777	2,823	5,584	584

(注) ※印は消費者負債利子を含む。◎印は他県からの純所得を含む。

と個人支出(昭和37年)

(単位 100万円)

振替所得	個人支出					個人可処分所得
	総額	消費支出	個人貯蓄	県外への純所得	個人可処分所得	
※49,973	705,370	570,435	43,748	91,187	—	661,621
14,375	169,707	123,892	4,991	40,824	—	164,716
※11,710	164,336	136,515	6,096	21,417	308	158,240
13,910	227,665	166,555	12,512	49,127	△ 529	215,153
10,340	152,202	117,881	5,963	28,358	—	146,239
10,383	165,780	126,837	5,469	33,474	—	160,311
14,735	237,194	170,705	6,786	59,703	—	237,194
19,301	328,864	225,811	11,036	92,017	—	317,828
3,805	245,658	186,251	7,490	51,917	—	238,168
10,662	204,512	144,073	7,859	52,580	—	196,658
11,703	206,428	148,805	9,021	48,602	—	197,407
15,905	—	—	—	—	—	—
17,635	350,862	257,465	15,867	77,530	—	334,995
132,956	2,566,497	1,673,720	241,953	650,824	—	2,324,544
33,120	734,601	504,860	47,959	181,782	—	686,642
5,467	108,612	74,346	2,693	31,443	130	105,920
4,504	261,115	174,971	14,972	71,172	—	246,143
20,031	418,870	274,103	25,601	119,167	—	393,370
※10,586	159,401	114,300	7,038	38,063	—	152,363
8,809	144,044	90,577	6,417	47,050	—	137,627
4,496	214,078	152,974	10,090	51,014	—	203,988
42,154	794,526	518,821	56,187	224,518	—	794,526
12,260	207,985	150,071	9,165	48,749	—	198,820
6,728	103,920	72,103	4,511	27,306	—	99,409
7,824	114,060	81,481	5,676	26,903	—	108,384
22,121	347,482	232,293	26,240	91,573	△ 2,624	321,242
58,128	1,304,507	860,508	106,452	340,223	△ 2,786	1,198,045
40,396	697,464	496,491	47,873	153,100	—	649,591
6,228	115,757	85,458	4,457	25,842	—	111,301
7,990	136,935	100,777	6,615	29,543	—	130,320
5,538	69,397	53,948	2,619	12,830	—	66,778
7,940	102,457	79,431	3,205	19,821	—	99,252
17,566	233,487	167,717	8,437	57,333	—	225,050
23,320	316,430	228,043	17,558	70,829	—	298,872
◎19,442	213,655	162,702	10,076	40,039	838	203,579
8,432	102,210	71,651	3,963	26,596	—	98,247
9,420	130,303	86,306	4,833	39,164	—	125,471
13,075	192,305	136,108	6,566	48,735	896	185,739
9,272	106,592	82,065	3,653	20,874	—	102,939
48,639	622,906	410,827	27,166	184,913	—	595,740
8,912	110,167	82,748	3,425	23,588	406	106,741
16,358	196,944	137,828	5,590	53,526	—	196,944
16,870	203,098	135,583	5,516	61,739	260	197,582
11,139	140,829	106,680	5,055	28,223	871	135,774
8,707	115,604	86,906	3,117	25,581	—	112,487
◎20,068	188,939	146,986	6,232	35,721	—	182,708

# 国民所得勘定について

—はじめて本書を利用する人のために—

I まえがき—国民所得統計の発展とその役割	219
II 基本的概念	222
1. 生産物の測定	222
2. 「国内」と「国民」の概念	224
3. 「総」と「純」の概念	225
4. 評価の問題	226
III 国民所得勘定の体系	227
1. 部門分割	228
2. 経済活動の識別	229
3. 取引の形態	230
4. 取引記録の基準	231
5. 国民所得勘定の構成	232
IV わが国の国民所得勘定	239
1. 現行勘定体系の概要	239
2. 現行勘定体系の問題点と改善整備	244
参考 勘定と表の見方	245
V 勘定項目の定義と推計方法	246
第1表 国民総生産と総支出	246
第2表 個人所得とその処分	249
第3表 財政収支	251
第4表 海外収支	256
第5表 総貯蓄と総資本形成	259
第6表 産業別国民所得	261
第7表 分配国民所得	263
第8表 国民総支出	274

第9表 実質国民総支出.....	282
付 デフレーター算出方法.....	283
参考 季節調整率について.....	285

## 国民所得勘定について

—はじめて本書を利用する人のために—

### I まえがき——国民所得統計の発展とその役割——

国民経済の活動を総合的・体系的に統計であらわす方法を、一般に「国民経済計算」とよぶが、これは現在のところ「国民所得勘定」、「産業連関表」、「資金循環表（マネーフロー表）」、「国民貸借対照表」および「国際収支表」の5つからなる。国民所得統計と称せられる一群の統計は、その伝統も古く、これを一定の形式で整理した「国民所得勘定」は、現在、もっとも広く利用されている。

国民所得統計の初期の段階においては、欧米諸国においても、もっぱら「国民所得」ないし「国民分配分」の総額の推計に重点がおかれていた。しかし、その後における国民所得研究の発展、ならびに、利用の増大につれて、たんに、総額の推計のみならず、国民所得の構成内容の把握と、さらに部門間取引の形で経済循環をあらわす——いわば経済の「解剖学」ともいうべき、国民所得勘定の構成と、さらに進んで経済の「生理学」ともいうべき「国民所得分析」の問題があらたな重点として追加された。

この分野に関する研究は、1930年代の不況期、および、第2次大戦中に、急速な進歩をとげた。こんにちの国民所得勘定の基礎は、この時代においてJ.M.ケインズの創意とそれをひきついだ多くの学者・専門家の手によってきづかれたのである。

ここで、国民所得勘定とよんでいるものは、従来、「国民所得計算」あるいは、狭義の「国民経済計算」といわれているものであり、国民経済を、あたかも一つの巨大企業のように見立てて、その活動によって生ずる生産物、あるいは所得の流れを、企業会計に準ずる社会会計の方式を採用していくつかの勘定形式にとりまとめ、それによって経済循環の構造を叙述する体系を指している。

このように、国民所得勘定は、国民経済の活動を、社会生産物ないしは国民所得の循環に即して巨視的にとらえる経済理論を背景にもつとともに、他方、統計的な分析手段であるところに特徴がある。

さて、わが国における国民所得推計は、すでに明治30年代に民間学者によっておこなわれており、その後も、学者あるいは民間団体によって、各種の国民所得推計が試みられた。

しかし、政府による公式推計は、大正14年についての内閣統計局の調査が最初であった。

その後、昭和5年および10年について同じ内閣統計局により、また昭和14～19年度について大蔵省が推計を行なった。これらの政府による推計は、生産面からの接近法による「生産国民所得」が主流をなしていた。

しかし、国民所得勘定が現在のような形式を整える出発点となったのは第二次大戦後のことである。まず昭和20年秋に、来日した米国戦略爆撃調査団の要請によって、昭和15～19年についての国民総支出がはじめて推計された。同時に、占領軍総司令部の指導のもとに、従来の生産国民所得から「個人所得」、「分配国民所得」および「国民総支出」の推計に重点がおかれるようになり、米国方式による国民所得勘定が主流となった。

昭和22年には、国民所得推計の業務が大蔵省から経済安定本部に移管された。

昭和27年には、26暦年について、ほぼ現行の体系に匹敵する、米国方式に範をとった国民所得勘定がつけられた。以後各年度の国民所得報告は、閣議に報告され、政府から公式に発表されることとなった。

他方、国際連合統計委員会を中心とする国民所得勘定体系の専門的研究および国際標準化の活動も活潑であって、すでに、昭和22年には「国民所得の測定と社会勘定の構成」なる報告書が発表されていたが、昭和27年には、国民所得専門委員会(議長R.ストーン)による上記報告書の改訂を意図した「国民勘定体系と付属表」なる報告案が各国に送付され、翌28年同報告が統計委員会によって採択された。これが、国連標準方式(SNA)と通称されるものである。(SNAは、昭和35年および39年に改訂がおこなわれて、現在に至っている。)

国連統計局は、SNAのECAFÉ地域版ともいふべき、「ECAFÉ地域諸国の

ための国民勘定体系」なる覚書を作成したが、昭和29年ECAFÉ地域統計家会議において討議、採択された。これが、いわゆるECAFÉ方式と通称されるものである。

わが国の国民所得勘定体系は、これら国連統計局を中心とする国際標準方式に対して注目しながら、他方、わが国の特殊事情をも考慮しつつ、本書に示されるような体系に発展してきたのである。端的にいえば、わが国の国民所得勘定は、ECAFÉ方式に近いものであるが、しかし、中心概念としてECAFÉ方式の「国内」生産を採用せず、「国民」生産をとっていることをはじめ、可能な限り、先進諸国の方式のうち消化しうる点を織込む努力をしてきたことに特徴があるといえる。

先進諸国におけるその後の国民経済計算の整備充実の機運にともない、わが国においても、昭和34年から国民経済計算調査委員会が経済企画庁に設置され、昭和36年度末まで、主として理論的研究がおこなわれて、その成果は、「国民経済計算調査委員会報告」としてとりまとめられた。つづいて、具体的計数の評価、検討を中心とし、なかんづく、国民所得勘定と産業連関表(さらには、他の経済計算)との統合を推進するために、昭和38年、国民経済計算審議会が設けられ、目下、その審議に当たっている。

では、国民所得勘定の果す役割はどのようなものであろうか。こんにち、政府の政策樹立の面においてはいうまでもなく、産業界、学界等においても、ひろく国民所得勘定が利用されているが、それは、国民所得勘定が以下に概括するような側面について、有効な役割を果すと考えられているからである。

第一に、国民所得勘定は、一定期間における国民経済の活動の総合的な成果を示すことができる。その中心的な概念は、国民所得ないし国民総生産(GNP)であり、これによっていわゆる経済成長率が算定され、ひろく利用されていることは、こんにちの常識的一例である。

第二に、国民所得勘定は、経済循環を経済の部門および経済活動というふたつの基本的観点によって叙述し、所得の分配や、産業別の構成の変化等を示すことによって、経済の構造を解明することができる。

第三に、国民所得勘定の描き出す経済活動の相互関係を知ることにより、さらに、国民所得概念の整理と統計の整備を援用して、経済活動の因果関係の誘導への道を拓くことができる。これによって、長期、短期の経済計画の作成にたいしても有効な基礎的資料を与えることができる。

## I 基本的概念

### 1. 生産物の測定——中間生産物と最終生産物、および帰属計算

国民所得とは、一定期間（通常は1年）において、国民によって生産された純生産物（付加価値）の合計である、と定義できる。

このように国民所得の基礎にある概念は「生産」ということである。一般に生産とは各種の財貨とサービス（用役）をつくり出すことである。しかし、このようにひろい意味での生産が、すべて、国民所得に計算される生産物をつくり出すとはかぎらない。たとえば、家庭において主婦がつくり出す料理や衣服や各種のサービス、日曜大工の産物や、アマチュア無線家がつくり出すラジオ受信機などはどういうことになるのであろうか。

貨幣経済のもとにおいては、市場において貨幣と交換される財貨・サービスは、すべて生産の概念に含まれると考えられる。そこで、まず、つくり出される財貨・サービスが市場において貨幣と交換されるか否かの点を一つの基準としたらどうだろう。この考え方をとるならば上記の例は、市場向けの生産物ではないから、国民所得の計算対象から除くべきだという解答が出る。

それならば、農家において生産し、消費される作物についてはどうであろうか。また、借家に住んでいる勤労者が、毎月家賃を支払っているのは、住宅のつくり出すサービスに対する対価であると考えにしても、持家に住んでいる場合には、その住宅のサービスはどう考えるべきであろうか。これらも市場において貨幣との交換がなされないから、国民所得の計算対象から除くべきであろうか。

こうなると市場における貨幣との交換という基準も、ちょっと怪しいものではないかという気持が生ずるのであろう。事実、その危惧のとおり、後者の例

の場合は、ともに、国民所得の計算対象に入る生産物なのである。

いったい、どのようにして、国民所得の計算対象に入る生産物と入らない生産物とを区別するのかという疑問が生ずるにちがいない。

現在の通説では、つぎのような原則によって、国民所得の計算対象に入るべき生産物の大わくを定めているのである。すなわち、

「原始生産者——農林水産業、鉱業などに従事する生産者——の場合には、交換されると否とにかかわらず、すべての原始生産物が計算対象に入り、それに加えて、生産され交換される上記以外の財貨・サービスが計算対象に入る。

原始産業以外の産業に従事する生産者の場合には、彼らにも原始生産物があればその全部と、原始生産物以外の生産物のうち交換にあてられたものの全部と、さらに、彼らが、その販売を業としながら、しかし交換にあてられなかった生産物の部分とが計算の対象に入る。」

この原則の結果として、一般に、生産者が自己の業をはなれて生産し、自身で消費する非原始生産物の部分は、計算対象から除かれることになる。

この原則にしたがうと、上記の農家の自家消費部分は、農業生産物に含めて計算の対象となる。また、持家における住宅サービスは、住宅所有自体が国民所得勘定においては業とみなされる特殊事情のもとでは、やはり、計算の対象に入れられる。このように、市場において交換にあてられない生産物を、交換された場合と同様に計算の対象に含める擬制を、「帰属計算」とよんでいる。このほかに、重要な帰属計算としては、金融業の生産物と、現物給与がある。

国民所得の計算対象に入るべき生産物の範囲はいちおう明らかにされたが、国民所得となるのは、さらに限定された「純生産物」の合計でなければならない。

一定期間において市場で取引される財貨・サービスを、たんに合計するならば、同一の生産物が、幾回となく計上されることになる。求めるものは、真に重複計算のない生産物の価値である。「純生産物」の合計という場合の「純」とは、国民経済の全生産物——上記で、国民所得の計算対象に入ると定めた

生産物の総計——から、生産物を生産するために投入された生産物の価値、すなわち、原材料などの「中間生産物」を差引くか、あるいは、個人や政府の消費、資本形成（投資）および輸出に仕向けられる「最終生産物」を合計するか、によって求められる重複計算のない生産物の価値という意味においての「純」なのである。

純生産物の合計である国民所得は、上述のことから、つぎの3つの接近方法によって求められることが暗示される。

第1は、個々の生産者の総生産高から、他の生産者からの購入分を差引いた剰余、すなわち、生産に対する寄与をあらわすところの付加価値を合計することである。

第2は、当該期間においては、もはや転売されることのない消費、資本形成および輸出など、最終生産物に対する支出を合計し、輸入分を調整することである。

第3は、上記第1の内容で暗示されるように、生産者の剰余は、その生産に参加した労働、資本、土地などの「生産要素」に対する費用（すなわち「要素費用」）に等しいから、賃金、利潤、およびその他の要素サービスに対して支払われる所得、すなわち、「要素所得」を合計することである。

これら3者の接近法によって求められる合計は、源泉別（産業別または制度別）、最終支出別、および分配別の生産物の総価値を示すものであり、理論的には、三面において等価である。

## 2. 「国内」と「国民」の概念

さて、一国の領域内でおこなわれる生産活動を考えると、それに従事する生産者——個人、企業および各種の団体——は、その大部分が、正規の「居住者」であるが、ほかに「非居住者」も存在している。ここで、一国の領域とは、たんに国境によって区切られる政治的版図のみならず、在外公館や、他国の領海ないし領空における、当該国の船舶または、航空機なども含められる。

また、「居住者」と「非居住者」の区別については後述するが、必ずしも「国籍」によって規定されるものではない。

さて、一国の領域内における生産活動によって生ずる付加価値の総計は、「属地主義」による生産、または、たんに「国内生産」とよばれる集計値である。

この付加価値のなかには、上記のようにその国の正規の「居住者」が提供した要素サービスに帰属する部分のほかに、「非居住者」によって提供された、要素サービスに帰属すべき部分が含まれている。

他方、「居住者」が、外国の居住者（当該国からみれば「非居住者」）に対して提供した要素サービスに帰属すべき付加価値は含まれていない。

国内生産から前者を除き、後者を算入すると、その結果は「属人主義」による生産、または「国民生産」とよばれる集計値となる。

このように「国内」と「国民」の概念は、「居住者」と「要素サービス」という用語の使いわけによって規定されるが、この場合、「居住者」の決定が問題となってくる。ここで「居住者」とは、個人だけでなく、法人や政府機関その他団体を含めた、取引主体に関しても規定されるものである。また、国籍によって一義的に規定されるものでもない。一般には、米商務省が採用している多数決原理が基準とされる。これは、①常住地、②業務遂行地、③雇主の所在地、の3条件のうち2条件以上をみたすものをもって、該当する地域の居住者と規定しようとするものである。

しかしながら、この原則にしががうとしても、実際には、判断の困難な場合が生ずる。その場合には、IMF（国際通貨基金）方式の「国際収支作成提要」が示す判断にしたがうことが通例である。

また「生産」についてのみならず「支出」についても、「国内」と「国民」の区別は、同じように規定できる。

## 3 「総」と「純」の概念

国民所得は、国民によって生産された「純生産物」の合計であることは最初に述べたが、生産活動の過程において、あらたな生産物のなかに投入されてゆく価値には、原材料などの中間生産物のほかに、機械や、設備のような固定資本の価値の減耗部分がある。この部分は、当該期間以前における生産物の価値



であるから、当期の純生産物の合計には計上すべきでない。「純」の二番目の意味はこれである。

しかしながら、この減耗部分の測定は、理論的にも、実際的にもきわめて困難な場合が多い。実際の計算法としては、企業経理における減価償却引当を基礎として推計をおこなわざるをえない。したがって企業経理における恣意的な要素もそのまま入りこむ余地がある。

したがって、固定資本減耗引当前の「総生産」の概念が、最近では多く利用されるようになってきた。このことは、けっきょく資本形成を「純資本形成」ではなく、「総資本形成」として把握することに帰着する。

#### 4 評価の問題

一定期間における国民の純生産物の合計（すなわち国民所得）は、種々の財貨とサービスの集まりである。これらの質的に異なる財貨とサービスを、どのようにして「国民所得」や「国民総生産」のような一義的な数値としてまとめることができるであろうか。それには、もっとも普遍的な尺度である貨幣単位によって評価して、合計する以外に方法はない。すなわち、国民所得は個々の純生産物の貨幣価値額 $V$ —その数量( $q$ ) $\times$ その価格( $p$ )の合計としてあらわされる。

しかし、一つの財貨・サービスにしてもそれが取引される状態の相違——例えば、生産者と卸売業者間の取引、小売業者と消費者間の取引——によって、異なった価格をもっている。この例では、前者が生産者価格であり、後者が消費者価格といわれるものであるが、一般的には、ともに市場価格である。

しかし、国民所得勘定では、いわば「生産の境界」（財貨・サービスの生産および中間取引と、最終取引との境界）を越える取引価格、すなわち、最終購入者が最終生産物にたいして支払う価格のみを「市場価格」と称している。

「間接税」が存在する場合には、「市場価格」によって評価される最終生産物の総価額は、生産要素に対して支払われる所得（要素所得）の総計を、間接税額だけ上回るものとなる。

これに対して逆の作用をおよぼすものが「補助金」であって、いわば「負の

間接税」とみなすことができる。

間接税は最終購入者に転嫁され、企業を通りぬけて、財政収入の一部となる。この場合、現行では間接税に見合う政府の生産物がつくり出されることは考えない。したがって、間接税は一種の「移転（トランスファー）」である。

以上のような評価の問題を整理すると、国民所得は、ふたつの表示をもつこととなる。すなわち、

(1) 要素費用表示の国民所得

(2) 市場価格表示の国民所得

そして、両者の関係はつぎのように整理される。

要素費用表示の国民所得+間接税—補助金—市場価格表示の国民所得  
本書で、「分配国民所得」としているものは、「要素費用表示の国民所得」であり、「国民総生産」（国民総支出）といているものは、「市場価格表示の国民所得」に減価償却などの「資本減耗引当」を加算したものに相当する。

市場価格表示の国民所得+資本減耗引当—市場価格表示の国民総生産（国民総支出）

つぎに、時価で評価した国民所得を、「名目国民所得」とよぶが、一般に、数量 $q$ と価格 $p$ の積としてあらわすことができることは前述のとおりである。これに対して、 $q$ のみに着目した国民所得を、「不変価格表示の国民所得」あるいは、「実質国民所得」とよんでいる。

「帰属計算」における評価は、その財貨・サービスの市場における価格を採るべきであり、もし、同一の財貨・サービスの市場における価格がない場合には、類似の財貨・サービスの価格から接近することが妥当である。

## Ⅱ 国民所得勘定の体系

国民所得や国民総生産の大きさを測定することは、国民所得統計の主要目的の一つであることはいうまでもないが、他方、政策的立場からの一般的要請にこたえて、国民経済を構成するさまざまな取引主体がおこなう取引の相互関連に着目して、所得や生産物の循環を示そうとする勘定方式が発達してきた。

この勘定方式の骨格は、以下に述べるように、国民という巨大な取引主体を、いくつかの部門に分割し、主要な経済活動の識別と、取引形態の性格づけをおこない、一定の取引記録の基準にしたがい、社会会計の手法を駆使して、主要な経済的流れ（フロー）の大きさ、ならびに相互関連を勘定体系に整理して示すことにある。

## 1. 部門分割

部門分割をおこなうには、分類基準が必要であるが、通常ふたつの基準が考えられる。すなわち、(1)、機能的基準、(2)、制度的基準、がこれである。

機能的基準による分割とは、取引主体の集まりを、特定の経済活動に関して同じような行動を決意する取引主体の集まりとみて、これを一つの「部門」とするものである。例えば、個々の家計は、労働という生産要素を提供して生産活動に参加し、その反対給付として得られた所得の効用を極大化するよう行動する。したがって、個々の家計は一括されて「家計」部門を構成する。これに対して、個々の企業は、一般に家計から労働を購入して、原材料など、中間生産物の加工変形をおこなうことによって、さまざまな生産物を生産する。そこで、個々の企業は集められて、「企業」部門を構成する。

部門の機能的分割に対して、政府活動の存在は、困難な問題を提起する。こんにち、政府活動が経済活動に占める比率はきわめて高いうえに、その活動は多岐にわたっている。一方で、消費主体であるとともに、他方では企業活動も行っており、しかも、政府でなければ与えることのできない独特のサービス（行政、裁判、社会保障、教育など）をつくり出している。

したがって、すべての政府活動を一括して「政府」部門とすることは、機能的基準から妥当ではない。ここに、政府活動を、①公共的サービスを提供する純粹の政府活動、と②政府の企業活動とに大別して、前者を「一般政府」部門とし、企業活動を行なう部分を、前述の「企業」部門に含める考え方が、なりたち、国際基準においても採用されている。

しかしながら、本書における「政府」部門では、この分割を行なっておらず、一般政府のほか、企業活動をも含めた、制度的基準による「政府」部門

が示されている。

このようにして、「一般政府」部門を確立するならば、国民経済は、大きく、3つの基本的部門に分割することができる。すなわち、(1)企業部門、(2)家計部門、(3)一般政府部門、がこれである。

しかし、この基本的部門分割は、例えば企業部門を民間企業、公共企業、政府企業等に分類するならば、上述の機能的基準が一貫しているとはいえず、制度的基準が混在してくることは明らかである。

3つの基本的部門は次のように定義できる。

### (1) 企業部門

一般に少なくとも生産費をまかなえる価格での販売を目的に、財貨・サービスを生産している会社・商社・団体等である。その範疇には以下のものが含まれる。(a)法人企業、(b)非法人企業（農家その他の個人業主）(c)住宅所有者の資格での家計および民間非営利団体、(d)企業にサービスを提供する民間非営利団体、(e)政府、公共団体によって所有され、もしくは支配されている企業（公社、政府企業など）。

### (2) 家計部門

正規の居住者である個人および、家計に対してサービスを提供する民間非営利団体。

### (3) 一般政府部門

企業活動以外のすべての政府活動（例えば、行政、国防、教育、保健など）をおこなう、中央、地方の政府および公共団体が含まれる。

## 2. 経済活動の識別

国民所得の基礎概念として「生産」活動がとられることはすでに述べたが、生産物の流れ（フロー）に着目した場合、ほかに、「消費」と「資本形成（投資）」の活動が区別され、合計三つの主要な経済活動の概念があることがわかる。部門分割とならんで、この三つの経済活動の識別によって、経済循環を整理記録することができる。

いま、単純化のために、経済全体を一部門とみなし、政府および海外の取引